

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会ロゴマークに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会（以下「本協議会」と略す）のロゴマークおよびロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 本学のロゴマークの形状および色彩は、別資料「ロゴマークマニュアル」の通りとする。

(使用に関する総括)

第3条 ロゴマークの使用に関しては、広報委員会委員長が総括し、必要な事項を理事会で報告する。

(使用者の対象)

第4条 ロゴマークを使用することができる者は、次のとおりとする。

(1) 本協議会関係者

(2) 本協議会がロゴマークの使用を認めた団体等

(使用範囲)

第5条 ロゴマークは営利目的に使用してはならず、使用範囲は次のとおりとする。

(1) 本協議会が発行する印刷物および運営する Web サイト等

(2) 本協議会が認定する資格を有する者の作成する文書、印刷物、Web サイト、名刺、
パワーポイント資料等

(3) 本協議会が使用する封筒、便せん等の文具類

(4) 本協議会の役員や職員の名刺

(5) その他、広報委員長が許可したもの

(使用方法)

第6条 ロゴマークの使用に際しては、別途、広報委員会にて定めた「ガイドライン」に従うこと。

(使用許可申請および事務)

第7条 ロゴマークの著作権は本協議会に帰属するため、原則的として無断で使用することは厳禁とする。

2 使用を希望する者は所定の申請書を事前に提出し、広報委員長の許可を得なければならない。

3 第5条 (1)、(2)、(3) および (4) に該当する場合は、前項の手続きは不要とする。

4 使用申請および許可に関する事務は、本協議会の事務局が担当する。

(使用許可の取消し等)

第8条 広報委員長は、ロゴマークの使用目的または使用方法等が不適当であると認めた場合や、許可を得た者以外の第三者が使用した場合は、使用の許可を取り消し、または使用を中止させることができる。

2 前2項により、使用の許可を取り消し、または使用を中止させたことによって損害が生じた場合でも、本協議会はその責を負わない。

附 則

この規程は、平成 2021 年 5 月 27 日から施行する

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会ロゴマーク利用ガイドライン

はじめに

日本スクールカウンセリング推進協議会（以下、「本協議会」と略す。）は、2018 年度より本協議会の関係者のアイデンティティを高め、わが国におけるスクールカウンセリングの振興を図るねらいからロゴマークを定めました。本ガイドラインは、ロゴマークの適切な利用を目的として作成しているので利用を希望する方は本ガイドラインに従ってご利用ください。

ロゴマークのデザイン

本協議会のロゴマークは、別資料の「ロゴマーク・マニュアル」のように定められています。これを見て適切な使用に心がけてください。

ロゴマークの使用範囲

本協議会のロゴマークを営業目的に使用することは許可されませんので注意してください。

- （１） 本協議会の本部ならびに支部の役員や職員が作成する文書、印刷物、Web サイト、名刺、パワーポイント資料等
- （２） 本協議会の認定する資格を有する者の作成する文書、印刷物、Web サイト、名刺、パワーポイント資料等
- （３） その他、本協議会の広報委員会が必要と認めた場合

ロゴマークの利用手続

- （１） 上記の（１）および（２）において利用する範囲においては利用手続が不要ですが、名刺については全員の統一性を確保するために本部にて注文を受けつけることにしますので注意してください。
- （２） 本協議会が参加するイベント、協議会等において、主催団体が使用を希望する場合は、本協議会の広報委員会に事前申請を行ってください。

ロゴマークのデザイン

- （１） ロゴマークのデザインは、本協議会の Web サイトからダウンロード可能です。
- （２） ダウンロードできるデータから色の変更は行わないでください。
- （３） サイズの改変は自由ですが、縦横比が崩れないようにしてください。
- （４） デザインについて不明な場合は本協議会の事務局にお問い合わせをお願いします。

一般社団法人日本スクールカウンセリング協議会事務局

<info@jsca.guide>